

答申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく一時扶助決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮詢があるので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、○○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して令和5年2月3日付けで行った一時扶助決定処分（以下「本件処分」という。）について、取消しを求めるものと解される。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、次のとおり主張する。

法に対して申立て、施設代金32,600円、食事代1万8,800円、R5年3月分16,890円

支払金、生活保護費少なくない生活費さしひきの金の事件、○○荘はレントゲン検査をしないとダメなのに福祉事務所の担当は、3月6日は休みだった。移動もできない事件で、他の施設の移転を申し立てる。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮詢について、以下のとおり審議した。

年月日	審議経過
-----	------

令和7年 3月10日	諮問
令和7年 5月22日	審議（第100回第3部会）
令和7年 6月25日	審議（第101回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法の補足性の原則

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものと、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

(2) 保護の種類及び医療移送費

法11条1項は、保護の種類の一つに「医療扶助」（同項4号）を掲げており、法15条は、困窮のため最低限度の生活を維持することができない者に対して、医療扶助を行うことを定めるとともに、医療扶助の範囲に「移送」（同条6号）を含むものと規定している。

(3) 移送の給付

「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「本件要領」という。）は、移送の給付については、個別にその内容を審査し、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであること（本件要領第3・9・(1)）としている。

(4) 申請による保護の変更

ア 法24条9項により、同条1項から7項までの規定は、法7条に規定する者からの保護の変更の申請について準用されるところ、同条1項は、保護の変更を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の氏名及び住所又は居所、保護を受けようとする理由等を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとしている。また、同条2項は、同条1項の申請書には、要保

護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならないとしている。

イ 同条3項は、保護の実施機関は、保護の変更の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないとし、同条4項は、その書面には、決定の理由を付さなければならぬとしている。

(5) 本件要領の位置付け

本件要領は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、請求人は、令和5年1月分の本件病院への通院に利用した2回分の移送費計720円についての本件申請を行ったことが認められる。

通院目的の移送の給付については、個別にその内容を審査し、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものとされている（1・(3)）。本件申請による同月分の移送費720円は、通院に必要な最小限度のもので、経済的合理的な経路によるものであるから、処分庁が同年2月3日付で本件処分を行い、請求人に対して通院のための移送費として720円を支給したことは、上記1の法令等の定めに則った適正な判断であって、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、生活費がないことを主張し、他の施設への転居希望など、請求人の複数の要望を主張するが、いずれも本件処分とは何ら関係のない主張である。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

山田攝子、青木淳一、澄川洋子